

【漁港漁場整備課】

[主要事業]

| | | |
|----|------|---------------------------|
| 総合 | 基本目標 | I 活力あるしまね |
| 発展 | 政策名 | 2 自然が育む資源を活かした産業の振興 |
| 計画 | 施策名 | 1 売れる農林水産品・加工品づくり |
| 事務 | 事業名 | 漁港整備事業 |
| 総合 | 基本目標 | II 安心して暮らせるしまね |
| 発展 | 政策名 | 5 生活基盤の維持・確保 |
| 計画 | 施策名 | 1 道路網の整備と維持管理 |
| 事務 | 事業名 | 広域ネットワークの形成に資する漁港臨港道路整備事業 |

1 趣旨

防波堤や岸壁、臨港道路等の漁港施設の整備並びに当該漁港を根拠地とする漁船が利用する共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の整備を行う。

2 事業概要

地区数の上段（ ）書きは、「農山漁村地域整備交付金」の実施予定箇所数で内数

| | 計画事業費 | 利用漁船隻数、港勢 | 対象漁港種別 | 採択単位 | 負担率 | | 実施地区数 | |
|---------------|---|-------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------|
| | | | | | 国 | 県(市町村) | | |
| 地域水産物供給基盤整備事業 | 1 事業当たり3億円を超えるもの（漁港施設整備は1漁港5億円） | 1漁港当たり50隻以上又は陸揚げ金額1億円以上 | 第1種漁港又は第2種漁港（広域漁港整備事業を行なわないもの） | 複数の漁港及び漁場（原則同一市町村内）を一括して一事業とする | 漁港 本土 離島 | 1/2～ 5.5/10 5.5/10～8/ 10 | 1/2～ 4.5/10 2/10～4.5/ 10 | (0) 3 (1) 1 |
| 広域漁港整備事業 | 1 事業当たり5億円を超えるもの | 第2種漁港は1漁港当たり200隻以上又は陸揚量5千トン程度以上 | 第2種漁港 第3種漁港 第4種漁港 | 漁港と漁場（共同漁業権内）を一括して一事業とする | 漁港 本土 離島 | 1/2～2/3 5.5/10～ 8/10 | 1/3～1/2 2/10～ 4.5/10 | 2 1 |
| 水産物供給基盤機能保全事業 | 計画事業費が漁港毎に20億円未満のもの | 第1種又は第2種漁港は1漁港当たり50隻程度以上又は陸揚金額1億円以上 | 第1種漁港 第2種漁港 第3種漁港 第4種漁港 | 複数の漁港（同一管理者）を一括して1地区とすることができる | 漁港 本土 離島 | 1/2 5.5/10～ 8/10 | 1/2 2/10～ 4.5/10 | 1 2 |
| 漁港関連道整備事業 | 1 地区当たりの計画事業費が1億円以上、6億未満のもの（主要）、1地区当たりの計画事業費が5千万円以上、6億未満のもの（一般） | 第2種漁港 第3種漁港 第4種漁港 | 主要漁港における関連道整備 | 漁港 本土 離島 | 1/2 5.5/10～7/ 10 | 1/2 4.5/10～3/ 10 | (1) 1 - | |
| 水域環境保全創造事業 | 計画事業費が一事業につき5千万円（市町村が行う場合は1千万円）以上のもの（浚渫については3千万円以上かつ計画面積2,500m ² （第1種・第2種漁港は1,200m ² ）以上） | 第1種漁港 第2種漁港 第3種漁港 第4種漁港 | 漁港・漁場の一体的な水域環境保全対策 | 本土 離島 | 1/2 1/2 | 1/2 1/2 | 1 - | |
| 港整備交付金 | 対象施設毎に、計画期間（3～5年間）における現行の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき算定した額の合計として交付限度額を算定 | 地方港湾及び第1種漁港又は第2種漁港 | 地方港湾と第1種漁港又は第2種漁港において共通する課題に対応する施設 | 漁港 本土 離島 | 1/2 5.5/10～ 8/10 | 1/2 2/10 ～4.5/10 | 3 1 | |

3 事業実施主体 県、市町村

4 当初予算額

| | | |
|------------|----------------|-----------|
| I - 2 - 1 | ・地域水産物供給基盤整備事業 | 516,600千円 |
| | ・広域漁港整備事業 | 482,447千円 |
| | ・水産基盤機能保全事業 | 356,582千円 |
| | ・水域環境保全創造事業 | 84,000千円 |
| | ・港整備交付金事業 | 216,121千円 |
| II - 5 - 1 | ・漁港関連道整備事業 | 210,000千円 |

【漁港漁場整備課】

[主要事業]

| | | |
|-------|--------|---------------------|
| 総合 | 基本目標 | I 活力あるしまね |
| 発展 | 政策名 | 2 自然が育む資源を活かした産業の振興 |
| 計画 | 施策名 | 1 売れる農林水産品・加工品づくり |
| 事務事業名 | 漁場整備事業 | |

1 趣旨

漁業の生産基盤である漁場の整備及び開発を行うことにより、漁業経営の安定的な発展と水産物の安定供給に寄与するとともに、漁村地域の活性化を図る。(県営、市町村営事業)

ズワイガニ(松葉ガニ)、アカガレイ資源の回復・増大を図るために、山陰沖合海域において、資源を保護するための漁場整備を行う。また、マイワシ、マサバ資源の回復・増大を図るために、隠岐海峡において湧昇流漁場の整備を行う。(国(水産庁)直轄事業)

2 事業概要

(1) 県営、市町村営事業

1) 事業の内容

- ・水産資源の回復・増大を図るため、岩礁域周辺や砂泥の海域において、資源の育成・保護に重点をおいた漁場整備を行う。
- ・各地先において、間伐材を用いた魚礁の設置など、独自の取組による漁場整備を行う。

2) 負担割合

| 区分 | 事業主体 | 負担率 | | |
|------|------|-----|-----|------|
| | | 国 | 県 | 市町村等 |
| 魚礁設置 | 県 | 1/2 | 1/2 | - |
| | 市町村 | 1/2 | 1/3 | 1/6 |

(2) 国(水産庁)直轄事業

《ズワイガニ、アカガレイ対象》

島根県～兵庫県の沖合海域(水深概ね200～250m)において、4漁場・21箇所・計8,400haの保護礁設置を行う。

○事業期間：平成19年度～平成26年度 ○総事業費：6,500百万円 ○負担割合：国3/4 関係3県1/4

※関係3県の負担割合 [島根県:6.3%、鳥取県45.5%、兵庫県:48.2%]

(H25年度計画)

○施行箇所：浜田沖漁場・隠岐北方漁場(島根沖)、赤崎沖漁場(鳥取沖)、但馬沖漁場(兵庫沖)

○事業費：807,305千円 ○島根県負担(予定)額：5,086千円

《マイワシ、マアジ、マサバ対象》

島根県～鳥取県の海域(水深概ね80～130m)において、1基の湧昇流漁場(資源保護礁)の設置を行う。

○事業期間：平成25年度～平成28年度 ○総事業費：2,100百万円 ○負担割合：国3/4 関係3県1/4

※関係2県の負担割合 [島根県:80.4%、鳥取県19.6%]

(H25年度計画)

○施行箇所：隠岐海峡(島根沖)

○事業費：114,143千円 ○島根県負担(予定)額：9,177千円

3 事業実施主体

県、市町村、国(水産庁)直轄

4 当初予算額

(1) 県、市町村営事業 279,688千円

(2) 国(水産庁)直轄事業 14,264千円

【漁港漁場整備課】

[主要事業]

| | | |
|-------|--------|----------------|
| 総合 | 基本目標 | II 安心して暮らせるしまね |
| 発展 | 政策名 | 1 安全対策の推進 |
| 計画 | 施策名 | 7 災害に強い県土づくり |
| 事務事業名 | 災害復旧事業 | |

1 趣旨

本県海岸線には漁港施設及び海岸保全施設が整備されているが、毎年、冬季風浪や台風などによる災害を受けている。

漁港施設及び海岸保全施設に係る災害は、民生安定上、また、社会経済上重大な影響があるため、本事業により早期復旧を図る。

2 事業概要

1) 根拠法規

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（S 2 6 . 3 . 3 1 法律第 9 7 号）

2) 対象施設

①漁港

外郭施設：防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

係留施設：岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及び船揚場

水域施設：航路及び泊地

輸送施設：鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート

②海岸

国土を保全するために防護することを必要とする海岸、または、これに設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設

3) 採択の範囲

①最大風速（10分間平均風速の最大）15m以上の風により発生した災害

②最大24時間雨量80mm以上の降雨により発生した災害

③1箇所の工事の費用が、県に係るものにあっては120万円以上、市町村に係るものにあっては60万円以上

4) 国庫負担率

本土：2／3、離島：4／5

3 事業実施主体

県

4 当初予算額

180,000千円

【漁港漁場整備課】

【主要事業】

| | | |
|-------|----------|----------------|
| 総合 | 基本目標 | II 安心して暮らせるしまね |
| 発展 | 政策名 | 1 安全対策の推進 |
| 計画 | 施策名 | 7 災害に強い県土づくり |
| 事務事業名 | 漁港海岸保全事業 | |

1 趣旨

高潮、津波、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全するとともに背後の民生の安定と財産の確保に資するため海岸保全施設を整備。

2 事業概要 <漁港海岸保全事業は「農山漁村地域整備交付金」で実施予定>

(1) 高潮対策事業・侵食対策事業

①事業概要

国民経済上及び民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るために（高潮対策）又は貴重な国土を海岸侵食から守るために（侵食対策）海岸保全施設の新設・改良を行う事業。

②採択基準

高潮・波浪・津波（高潮対策）又は侵食（侵食対策）による被害が発生するおそれの大なる海岸であり、防護面積・防護人口が1km当たり、5ha以上又は50人以上を基準とする。

総事業費が本土の県営・市町村営とともに1億円以上、離島の県営・市町村営ともに5千万円以上であること。

③国庫補助率

本土：1/2、離島：11/20

(2) 海岸堤防等老朽化対策緊急事業

①事業概要

海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進し、施設の機能の回復又強化を図るため、調査、対策計画の策定、対策工事を一体的に行う事業。

②採択基準

機能回復又は強化を計画的に行う老朽化対策が必要な海岸保全施設であること。

総事業費が県営5千万円以上、市町村営2.5千万円以上であること。

③国庫補助率

本土：1/2、離島：11/20

(3) 海岸環境整備事業

①事業概要

国土の保全と併せて、海岸部の総合的レクリエーション機能の整備を図る事業。

②採択基準

周辺に公営の公園等レクリエーション施設のある区域又は計画中の区域において、より総合的なレクリエーション機能が發揮でき、民間の施設と競合しないもの。また、本事業で造成された施設等は地方公共団体が一元的に管理運営できるものであること。

総事業費が県営・市町村営とともに1億円以上であること。

③国庫補助率

本土・離島：1/3

3 事業実施主体

県

4 当初予算額

| | |
|----------|----------|
| 高潮対策事業 | 10,869千円 |
| 海岸環境整備事業 | 21,000千円 |

【漁港漁場整備課】

[主要事業]

| | | |
|-------|------|----------------|
| 総合 | 基本目標 | II 安心して暮らせるしまね |
| 発展 | 政策名 | 5 生活基盤の維持・確保 |
| 計画 | 施策名 | 5 居住環境づくり |
| 事務事業名 | | 漁村環境整備事業 |

1 趣旨

漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、植栽、休憩所、防災上必要な広場等の整備を行う。また、市町村が行う漁村地域における下水道や緑地広場等の整備を支援する。

2 事業概要

1) 漁港環境整備事業※

| 事業の種類 | 実施要件 | | | 負担率 | | 実施地区数 |
|----------|-----------------|--|--|----------|------------|------------|
| | 計画事業費 | 計画規模 (全体計画面積) | | 国 | 県 (市町村) | |
| 漁港環境整備事業 | 1事業当たり5千万円以上のもの | 第1, 2種漁港: 1, 200m ² 以上 第3, 4種漁港: 2, 500m ² 以上 | | 本土 離島 | 1/2 1/2 | 1/2 1/2 |

2) 漁業集落環境整備事業※

| 事業の種類 | 実施要件 | | | | 負担率 | | 実施地区数 |
|------------|-----------------|------------|-----------------------------|-------------------|----------|------------|------------|
| | 計画事業費 | 漁業依存漁家率 | 対象人口 | 採択単位 | 国 | 市町村 | |
| 漁業集落環境整備事業 | 1事業当たり3千万円以上のもの | 依存度又は漁家率1位 | 人口300人(集落排水は100人)以上 5000人以下 | 漁港背後又は漁港背後以外の漁業集落 | 本土 離島 | 1/2 1/2 | 1/2 1/2 |

3) 漁村再生交付金※

| 事業の種類 | 計画事業費 | 実施要件 | | 負担率 | | 実施地区数 |
|---------|----------------------|---|----------|-------------|-------------|---------|
| | | 国 | 市町村 | 国 | 市町村 | |
| 漁村再生交付金 | 1事業当たり1億円以上20億円以下のもの | ・事業主体が策定した「漁村再生計画」に基づき実施される水産業の生産基盤及び生活環境施設の整備、事業実施主体が提案する地域の想像力を活かした漁村の再生に必要な整備を行うもの ・漁港情勢・社会情勢の変化等によって需要が著しく減少した既存ストックの転用等を図り、漁村の再生を推進するもの | 本土 離島 | 1/2 6/10 | 1/2 4/10 | - 2. |

4) 汚水処理施設整備交付金

| 事業の種類 | 実施要件 | | | 負担率 | | 実施地区数 |
|-------------|--|----------|------------|------------|------------|-------|
| | 国 | 市町村 | 国 | 市町村 | 国 | |
| 汚水処理施設整備交付金 | ・市町村が策定した「地域再生計画」において、計画の目標を達成するために必要な事業として「汚水処理施設」の整備に関する事項を位置付けていること ・同一の市町村で所管が異なる2種以上の施設の整備を計画期間中(5ヶ年)に実施するもので、効率的な汚水処理の普及促進を図ること | 本土 離島 | 1/2 1/2 | 1/2 1/2 | 1/2 1/2 | - |

※漁港環境整備事業、漁業集落環境整備事業、漁村再生交付金は全て「農山漁村地方整備交付金」で実施予定

3 事業実施主体

県、市町村

4 当初予算額

- ・漁業集落環境整備事業 75, 000千円
- ・漁村再生交付金事業 151, 200千円

【漁港漁場整備課】

[その他事業]

| 総合 | 基本目標 | I 活力あるしまね | |
|----------------|-----------|--|--------|
| 発展 | 政策名 | 2 自然が育む資源を活かした産業の振興 | |
| 計画 | 施策名 | 1 売れる農林水産品・加工品づくり | |
| 総合 | 基本目標 | II 安心して暮らせるしまね | |
| 発展 | 政策名 | 1 安全対策の推進 | |
| 計画 | 施策名 | 7 災害に強い県土づくり | |
| 事務事業名 | 当初予算額 | 事業概要 | 事業実施主体 |
| 漁港整備事業 (県単) | 213,814千円 | 漁業活動の基盤である漁港施設で、国庫補助事業対象外の施設の新設・改良を行なうことにより、漁港機能の増大を図る。 | 県 |
| 漁港管理 | 35,871千円 | 国庫補助の対象とならない、付属工作物の小規模な修繕、取り替え等、既存の漁港施設の補修を行なうことにより、漁港施設の機能保持を図る。また、路面損傷が進み、通行に支障を来している臨海道路の補修等を行ない、円滑な漁業活動に資する。 | 県 |
| 災害復旧事業 (県単) | 4,000千円 | 漁港施設及び海岸保全施設に係る災害復旧で、国庫補助事業採択基準に満たない小規模なものについて、起債制度を活用して、早期復旧を図る。 | 県 |